株式会社 り そ な 銀 行

2013 年 10 月に発生した台風 26 号により被害にあわれたお客さまへの 預金払い戻し等の対応について

この度の台風 26 号により被害にあわれた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。 りそなグループのりそな銀行(社長 東 和浩)は、今回の台風 26 号により被害にあわれた お客さまの預金払戻し等について、下記の通り、お取扱いいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 対象店舗

すべての営業店(有人出張所含む)

2. お取扱い内容

- 当社の預金通帳、証書、お届けのご印鑑を紛失された場合でも、ご本人さまを確認させていただいた上で、お支払いについて便宜を図らせていただきますのでご相談ください。
- ご事情により、定期預金などの期限前払戻しについても応じさせていただきますのでご 相談ください。また、これを担保とするお借入れにつきましても適宜ご相談ください。
- 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- 今回の災害による手形・小切手の不渡・取引停止処分、また、電子記録債権の支払不能・ 取引停止処分等についても、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談 ください。
- 損傷した日本銀行券や貨幣の引換えに応じさせていただきます。
- 国債を紛失した場合は、その後のお取り扱いについてご相談ください。
- 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続きの簡便化および迅速化、既存融資 の返済猶予など融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまの便宜を図らせ ていただきますのでご相談ください。

3. お取扱い時間

9:00 ~ 17:00 (銀行営業日)

以上